

議第四号

徳島県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百十二条及び徳島県議会議規則第十四条第一項の規定により提出する。

平成二十六年三月二十一日

提出者

重 中 岩 南 有 寺 川 喜 西 児 元 横 竹	内 資 浩
清 山 丸 持 多 正 宏 益 生 達 正 貴	本 章 生 勝 朗
佳 俊 恒 正 益 生 達 正 義 思 生 達 正	岡 木 岸 藤 田 北 島 豊 也
之 雄 史 史 生 達 正 義 思 生 達 正 利	木 南 征 美 治
森 来 岡 嘉 杉 藤 丸 笠 岸 藤 田 北 島 豊 也	岡 木 南 征 美 治
田 代 田 見 本 田 本 若 井 国 泰 勝 利 治	
正 理 博 直 元 祐 国 泰 勝 利 治	
博 文 絵 之 樹 治 二 二 利 治	

徳島県議会議長

杉本直樹殿

徳島県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

徳島県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成十四年徳島県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「四十一人」を「三十九人」に改める。

第二条中「第二百七十二条第二項」を「第二百七十二条」に改め、同条の表中「十一人」を「十人」に、「五人」を「四人」に改める。

#### 附 則

この条例は、次的一般選挙から施行する。ただし、第一条の改正規定（「第二百七十二条第二項」を「第二百七十二条」に改める部分に限る。）は、平成二十七年三月一日から施行する。

#### 提案理由

近年の厳しい社会経済情勢に鑑み、徳島県議会の議員の定数及び選挙区において選挙すべき議員の数について、徳島県議会の主体的な判断により改めるとともに、公職選挙法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。